

2 位置づけ

この計画は、成年後見制度利用促進法において示された方針により、同法 14 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。

今回策定する計画は、主に現在「権利擁護センターみたか」において行われている事業を計画の中に位置づけることとし、後述のとおり、次期「三鷹市健康福祉総合計画」の策定の際には、成年後見制度利用促進法が求める内容などについて幅広い議論を行いながら、新たな計画を策定し、同計画に組み込むこととしております。

また、この計画は、市の最上位計画である「三鷹市基本構想」及び「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」を受けた健康福祉分野の基本となる計画である「三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」等の関連する各種計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）までとします。また本計画は次期の「三鷹市健康福祉総合計画」に組み込み、一体化します。